

第6章

海事振興・海洋教育等の推進

① 海に関する国民の理解増進

我が国は、「海」を通じて社会経済基盤の構築と国民生活の安定を図っている。しかし、日常生活において目に触れる機会が少ないこともあり、国民の海に対する理解・関心を高める取組みが必要である。

国土交通省は、国民の海に対する理解と関心を一層深めるとともに、海への理解と感謝の気持ちを若い世代に引き継ぎ、より多くの人々が海に親しむ機会を得ることができるよう、様々な取組みを推進している。

1. C to Seaプロジェクト



海や船の楽しさを国民に伝えるため、国土交通省や海事関係団体が一体となって取り組んでいる「C to Seaプロジェクト」では、下記の取組みを行っている。

(1) ポータルサイト「海ココ」

2018年4月より、ポータルサイト「海ココ」を通じ、関連団体等が有する海や船に関する様々なコンテンツやイベント情報等を集約して発信している。2020年度以降は、関係団体等が有する優れたコンテンツを活用して、デザインやページ構成を一新したことにより、利用者が自分の関心に合う情報を、より体系的且つ深く知ることが出来るようになるとともに、コンテンツの充実が図られた。2021年度の年間ページ閲覧数は約20万回と、初年度の3倍以上に伸びた。



各特集ページをスライドショーで、分かりやすく魅力的に紹介。

(2) SNSの活用 - Twitter、毎日更新中！ -



「海の絶景」写真を募る参加型企画で海への関心を喚起



アンバサダー・STU48と連携したポートショー周知キャンペーン

近年、若者をはじめ、国民の主要メディアとなっているSNSを活用し、海・船に関する親しみやすい話題を日常的に発信する取組みも行っている。

2019年度からは、平日はほとんど毎日Twitterに投稿する取組みを継続しており、フォトキャン

ペンなどの参加型企画や、C to Seaプロジェクト公式アンバサダー STU48とのコラボレーションなど、様々な企画を通じて認知を広げてきた結果、2022年3月にはフォロワー数が1万人を達成し、着実に発信力が高まってきている。

さらに、2019年度からはYouTube「海ココちゃんねる」を開設し、訴求力の高い動画による情報発信にも取り組んでいる。海事局職員による船内レポートや、子ども向けの絵本読み聞かせ動画、船旅体験動画などの動画を公開し、わかりやすくインパクトのある映像を通じて、海事振興や海事観光の推進に繋がる情報を発信している。



海ココちゃんねる
ナビゲーター「ココちゃん」



2021年度トリプルエス大賞を受賞した(株)アズーロジャパンのタンカー「PERSEUS (ペルセウス)」を海事局職員がレポート



オリジナル絵本動画では、中国地方ご当地アンバサダー・久保田夏菜アナウンサーが読み聞かせを担当



関係団体との連携で制作した海事観光総合PR動画「#海があるから」は約23万回再生！

第6章

海事振興・海洋教育等の推進

(3) 日本観光ショーケースへの出展

2022年3月にインテックス大阪で開催された「第1回 日本観光ショーケースin大阪・関西」にて、船会社や関係団体を含めた17組織と共同出展を行った。旅行関係者やメディア、一般の来場客に対し、全国の船旅やマリンアクティビティなど海事観光の魅力をパネルや模型、ミニステージで大々的にPRした。



ブースの様子



乗船券が当たるミニステージをブース内で開催



巨大パネルを使用した「日本の海の絶景100」のPR



「#海があるから」紙袋を制作し、来場者へ各団体等のチラシを配布

2. 海の日・海の月間行事

国土交通省では、海の恩恵に感謝する国民の祝日「海の日」の趣旨を広く国民に理解してもらうため、様々な行事を通じて「海の日」の意義を広く国民に定着させるための活動を進めている。

① 海の日行事「海と日本プロジェクト」

国土交通省では、総合海洋政策本部、日本財団と連携して、2015年から海洋についての国民、特に次世代を担う青少年の理解と関心を一層深めるため、海の日行事「海と日

本プロジェクト」イベントを実施している。

2021年は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、オンラインイベント「海の日プロジェクト2021」を開催した。

菅首相（当時）からの「海の日」に寄せたメッセージをはじめ、本田望結さん・紗来さん姉妹が船会社や船の科学館等を訪れ、海に関わる仕事の重要性や暮らしとの関わりについて学ぶ動画「知ってみよう 実はすご〜い！海のこと」等、様々なコンテンツを掲載した。

特設サイトには、期間中、約4万2千回ものアクセスがあり、コロナ禍でも多くの国民に、効果的に情報を届けることが出来た。



本田望結さん・紗来さん姉妹と一緒に
海事産業を巡る「海の日動画」

② 海の間

「海の日」の三連休化を契機に、「海の日」本来の意義が失われることなく、広く国民に海への理解と認識を深めていただくことを目的とし、「海の日」を中心に7月1日から31日までの1ヵ月間を「海の間」と位置づけ、様々な広報活動を実施している。

海の間ポスターによる周知^(※)の他、全国各地で体験乗船や施設見学など海に関する様々なイベントが開かれており、2021年は絵画コンクールや汽笛の斉吹鳴をはじめとした多くの広報事業が実施された。

※ 主催 (公財) 日本海事広報協会



2021年「海の日・海の間」
ポスター(絵 齋藤 順一さん)

3. 海洋立国推進功労者表彰

科学技術、水産、海事、環境など海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術・研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体を表彰し、その功績をたたえ周知することにより、国民の海洋に対する理解を深める契機とするため、2008年から国土交通省をはじめとする5省庁が共同で、内閣総理大臣表彰として「海洋立国推進功労者表彰」を実施している。

2021年の第14回表彰では、5名1団体が受賞した。

《第14回海洋立国推進功労者表彰 受賞者》

● 「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野

1. 海部 陽介 (東京大学) 〈3万年前の祖先たちによる海への挑戦を「実験航海」で解明〉
2. 三村 信男 (茨城大学) 〈気候変動問題のパイオニア〉
3. 白石 康次郎 〈過酷なヨットレース「ヴァンデ・グローブ」のアジア人史上初の完走者で、ヨットレースの経験等を踏まえた海洋教育プログラムなどへの貢献〉
4. 來生 新 (横浜国立大学・放送大学) 〈我が国で初となる本格的な洋上風力発電の導入に向けた政策立案に貢献〉

●「海洋に関する顕著な功績」分野

1. 日比谷 紀之（東京大学大学院理学系研究科）〈月が導く深海の流れ－地球を巡る深層海洋循環の謎への挑戦－〉
2. 横浜市漁業協同組合〈横浜ベイサイドマリナーにおけるアマモ場造成について－多様な関係者との協働によるアマモ場の再生－〉

4. 日本海洋少年団

日本海洋少年団は、幼稚園児から高校生までの男女を対象に、海を訓練の場として、子どもの時から海に親しみ、団体生活を通して社会生活に必要な道徳心を養い、心身ともに健康でたくましい人間の育成を目指し1951年に設立された。

しかし、1970年度の約32,000人をピークに団員数は年々減少し、2010年度には、約2,200人となったことから、新団設立の準備支援や既存団の運営強化の支援をしており、近年では、目黒区海洋少年団や宮古島海洋少年団が結団され、2021年度には、89団体、約4,000名となった。

コロナ禍においても新団を設立するなど、全国的に活性化を進めている。



▲宮古島海洋少年団

② 海洋教育の推進

海洋国家日本を支える海事産業の発展のためには、専門的な知識・技術を有する人材を確保することが不可欠である。特に、次世代の人材を安定的に確保するため、初等中等教育段階における海洋教育を推進し、子ども達の海事産業に対する理解を深め、将来の職業として興味・関心を持ってもらうことが重要である。

このため、2017年3月に改訂された小学校と中学校の学習指導要領において、我が国における海洋・海事の重要性についての記載が充実し、2020年4月より新しい学習指導要領に基づいた授業が開始されている。

このような状況のもと、国土交通省では、関係行政機関、教育機関、海事関係団体との連携を図りながら海洋教育を推進するプロジェクト(海洋教育推進プロジェクト)に参画し、初等中等教育における海洋教育の充実・強化を図り、学校教育の現場における海洋教育が推進されるよう以下の取組みを進めている。

1. 海洋教育推進事業

国土交通省は、関係行政機関、教育機関、海事関係団体と協力・連携し、小中学校の教育現場における海事産業の重要性に関する教育を推進する取組みとして、「海洋教育推進事業」を開始し、学校教育の現場が受け入れやすい実践的な教育プログラムの作成に取り組んでいる。

2021年度は、新しい学習指導要領に対応して作成した「海洋教育プログラム」の全国小学校教員への周知徹底を図るため、文部科学省や全国小学校社会科研究協議会の協力を得て、全国の教員等



▲オンライン授業動画

にリーフレットを配布した。また小学5年生社会科向けのオンライン授業動画を3本作成し、海事局のYouTube「海ココちゃんねる」に公開した。子どもたちが興味を持ちやすい、生活に身近な内容になっており、動画内で興味を持ったことを「調べ学習」ができるよう、参考資料も紹介している。この他、各地で地方運輸局等が主体となり体験乗船や、造船・港湾施設見学、船員を講師とした出前講座等の実施により、海洋教育がさらに適切かつ効果的に実践されるための取組みを進めている。

2. 中学生向け海洋キャリア教育

2021年度は、北海道苫小牧市、山形県南陽市等の中学校において、海に関する職業の知識を得るとともに、日本の産業を支える海運、造船等の重要性について理解・関心を高めてもらうことを目的として、(公財)日本海事広報協会、地方運輸局、教育委員会等が連携して、海の仕事を紹介する海洋キャリア教育セミナー(海洋教育普及事業～海の仕事へのパスポート～)を実施した。

新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインを併用した形で実施され、生徒達は、海に関わる仕事に就いている様々な講師から、仕事の魅力、やりがい等について、質疑応答も交えながら話を聞いた。参加した生徒からは「初めて知ることが多くあった」、「地球の未来を支える大事な仕事だと分かった」といった感想があった。



▲海洋キャリア教育の授業風景
(苫小牧市青翔中学校)

3. ジュニア・ SHIPPING・ジャーナリスト賞

新聞の作成を通して海や船への関心を高めてもらうことを目的として、(公財)日本海事広報協会の主催で、小中高校生が海事産業をテーマに取材・調査をして新聞形式にまとめたものを募集し、優秀作品を表彰している。

2021年度は1,141点の応募があり、斉藤国土交通大臣が小学生部門では新潟市立万代長嶺小学校5年生の佐藤光梨(さとうひかり)さんの「SDGsで未来の港を切り拓け!」、中学生・高校生部門では九州国際大学附属中学校新聞部の4名の「北九州港の仁義ある戦い～いざ、六つの港が力を合わせん～」を国土交通大臣賞に選定した。



▲新潟市立万代長嶺小学校
5年生 佐藤光梨さん



▲九州国際大学附属中学校
(左から) 2年生 笹田 梨央さん、黒瀬唯月奈さん
3年生 大野 更紗さん、佐藤 美月さん

③ 小型船舶の利用活性化

1. 小型船舶の利用振興

① 「海の駅」の活性化、防災拠点としての活用

マリンレジャーの魅力を向上させていくためには、身近なレジャー拠点を多く整備することが必要である。海事局が設置を推進している「海の駅」は、誰でも、気軽に、安心して、楽しめる施設として、2000年に最初の「海の駅」が登録されて以降2022年8月末時点において、全国に175駅が登録されている。「海の駅」は、陸と海とをつなぐ接点としての機能に加え、マリンレジャー振興の「核」となる存在であり、訪れた人が楽しめるよう、レンタルボートを利用したクルージングや海産物の販売、釣り体験等、地域の特性を活かした様々な取り組みが行われている。また、2018年7月の西日本豪雨では、土砂崩れで孤立した地域や島嶼部において、「海の駅」を中継地として、支援物資の輸送や患者の搬送が行われ、効果を発揮したことから、防災拠点としての機能にも注目されている。

② マリンチック街道

マリンレジャーや海の駅の更なる活性化に向け、2017年から「CtoSea プロジェクト」の一環として「マリンチック街道と海の駅プロジェクト」を開始した。「マリンチック街道」とは、プレジャーボートによるクルージングに加えて、海の駅等に寄港・上陸して近郊の観光地やグルメスポット等を巡るモデル観光ルートであり、旅行やグルメ愛好者等の幅広い層にマリンレジャーに関心を持っていただくことを目的としており、2022年8月末時点では合計23ルートが認定されている。



▲マリンチック街道ポスター

③ マリンレジャーの魅力の発信

海に親しむ環境の減少や少子化の進行などにより、長期にわたりプレジャーボートの保有隻数は減少してきたが、近年は小型船舶操縦士免許の新規取得者数が増加傾向に転じるなど、マリンレジャーへの関心が徐々に盛り返している。このような状況の下、海事局では、海を身近に感じられる社会の実現を目指し、マリン関連20団体からなる「UMI協議会」と連携し、マリンレジャーの普及促進に努めている。

2021年3月に開催された「インターナショナルボートショー2021」、2021年10月に開催された「関西フローティングボートショー2021」「横浜ボートフェア2021」において、UMI協議会の協力の下、マリンレジャーの魅力に関する情報発信を行った。



2. 放置艇対策

各地の港湾・河川・漁港にある放置艇は、船舶の航行障害や景観の悪化等の原因となっていることから、国土交通省及び水産庁が連携して1996年度より定期的に港湾・河川・漁港の三水域における全国実態調査を実施し、放置艇問題の現状を把握しつつ放置艇の減少に努めてきた。これまでの各種対策の実施により徐々に放置艇は減少してきているものの、更なる対策を推進する必要がある。国土交通省及び水産庁は、水域の利用環境改善や地域振興を目的とした「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を2013年5月22日に公表し、地方自治体等とともに取り組んでいる。

プレジャーボートの主たる材質であるFRP（繊維強化プラスチック）は、廃棄処理の困難性に加え、所定の処理ルートが存在しなかったことも、ユーザーによる適正処理が進まず、結果として不法投棄や沈廃船化を招く要因の一つとなっていた。

このような状況を踏まえ、海事局は、ユーザーによる適正処理を促進するため、廃船処理技術の確立と、処理ルートの構築に向けた取組みを行った結果、（一社）日本マリン事業協会が主体となり、2008年度より「FRP船リサイクルシステム」の運用が全国で開始されており、現在は当該システムに基づき、FRP船の処理が実施されている。

3. ミニボートの安全対策

ミニボート（長さ3m未満、機関出力1.5kW未満で、検査及び免許が不要な船舶）は、手軽に楽しめる船舶として普及している（2019年の機関出力1.5kW未満の船外機の国内向け出荷台数は約3,700台）。海事局では、安全な利用を推進するため、ユーザー向け安全マニュアル及び同マニュアルの内容を踏まえた安全啓発動画を国土交通省HPに掲載している。また、（一社）日本マリン事業協会では、民間の登録講習機関が開催する講習会の案内を行うなど、ミニボートユーザーに対する安全啓発活動が行われている。

【ユーザー向け安全マニュアル概要】

- ・ミニボートの海難
 - ・乗船中の注意事項
 - ・船外機に関する注意
 - ・管理型揚降場所リスト
 - ・海上・水上の交通ルール、マナー
 - ・ミニボートの安全常識
 - ・落水時、転覆時の対処法
 - ・関連情報入手先
 - ・技術基準適合標示について
- 掲載場所（国土交通省HP）

<http://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/miniboat/>

【安全啓発DVD】 掲載場所（YouTube）

<http://www.youtube.com/user/Syuteishitsu?feature=watch>



図表6-1 ユーザー向け安全マニュアル例

4. 小型船舶の遵守事項等の周知・啓発

プレジャーボートや水上オートバイ等の船長（小型船舶操縦者）に対して、小型船舶の安全で健全な利用の促進を図るために遵守事項（図表6-3）が定められている。



図表6-2 小型船舶操縦者の遵守事項

小型船舶による海難事故が依然として多く、遵守事項を守ることで未然に防止できる海難事故もあるため、マリンレジャーが盛んになるシーズン中のビーチや湖川等において、地方運輸局の職員が、海上保安部や警察署等と合同でパトロール活動及び周知啓発活動を行っている。

■遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用※、発航前の検査義務違反	2点	5点

■行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※2022年2月1日よりすべての違反者に違反点数の付与開始。詳しくは、国交省ウェブサイトに掲載。
※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

図表6-3 遵守事項違反点数及び行政処分基準

遵守事項に違反した者に対し、違反点数を付与するとともに、全ての遵守事項違反者に対し、再教育講習の受講通知を发出し、再発防止のための講習を義務付け、受講者には累積点数から2点を減ずることとしている（累積点数が5点に達した場合を除く。）（図表6-3）。なお、遵守事項違反点数の累積点数が処分基準に達した場合、行政処分が課せられる。

また、小型船舶の海難事故は、発航前検査を適正に行うことにより未然に防止できるものが多いため、チェックリストを配布し、発航前検査の重要性を広く周知している。

5. ライフジャケット着用率向上のための施策

小型船舶からの海中転落による海難事故防止策としてライフジャケットの着用が有効である。そのため、2003年から、水上オートバイの乗船者、12歳未満の小児、一人で漁ろうに従事する者をライフジャケット着用義務の対象としていたが、海中転落による死者・行方不明者をより一層減少させるため、2017年2月1日に船舶職員及び小型船

船操縦者法施行規則を改正し、2018年2月1日から原則としてすべての小型船舶乗船者を着用義務の対象とした。

なお、改正内容の周知及びライフジャケットの着用率向上を図るため、関係省庁・団体と協力し、小型船舶の安全キャンペーン等の安全活動におけるリーフレットの配布、イベントにおける安全啓発を行っている。

6. 小型船舶の検査・登録制度の適切な運用の確保

プレジャーボートや小型漁船などの小型船舶の海難事故は、全海難事故の7割以上を占め、また、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶も散見され、船体・機関の整備不良から海上における人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されている。

こうした状況を踏まえ、例年、マリーナ、漁港等において、船舶検査制度や海難事故対策のポイントの周知、啓発を実施するとともに、海上保安部や警察署、日本小型船舶検査機構等の協力を得て、船舶検査の受検状況について確認し、適切に受検していない船舶に対して船舶検査を受けるように指導している。

また、昨今、水上オートバイの事故等が注目を集めていることを踏まえ、水上オートバイに乗る際に遵守すべき事項や船舶番号の適正な表示を促すリーフレットを新たに作成し、自治体とも協力して啓発に努めるなど、一層の安全確保に向けた取組みを行っている。

④ モーターボート競走

モーターボート競走（以下「ボートレース」）は、競馬、競輪、オートレースと同じく公営競技の一つである。ボートレースは、1952年4月に長崎県大村競走場で初めて開催されて以降、全国24カ所で開催されている日本生まれの公営競技であり、出場する選手に年齢や性別の区別がなく、混合で実施される数少ない競技のひとつである。現在は、大衆レジャーのひとつとして広く国民に親しまれており、最近では女子選手のみが出場するレースも人気がある。



1. ボートレースの趣旨

ボートレースは、1951年に制定されたモーターボート競走法（以下「競走法」）に基づき、国土交通省の監督のもと、①海事関係事業（船舶関係事業・海難防止事業等）の振興、②公益事業（観光事業・体育事業等）の振興、③地方財政の改善を目的として実施されている。

2. ボートレースの売上金額

ボートレースの売上金額は、1991年度の2兆2,137億円をピークに年々減少し、2010年度には8,435億円（ピーク時の約4割）まで減少したが、CM等によるボートレースのイメージアップ及び理解促進や電話投票（インターネット投票）の浸透等活性化に向けた様々な取組みによって、ここ数年は増加傾向にあり、2021年度は2兆3,926億円と歴代最高を更新した。



▲CM等によるボートレースのイメージアップ

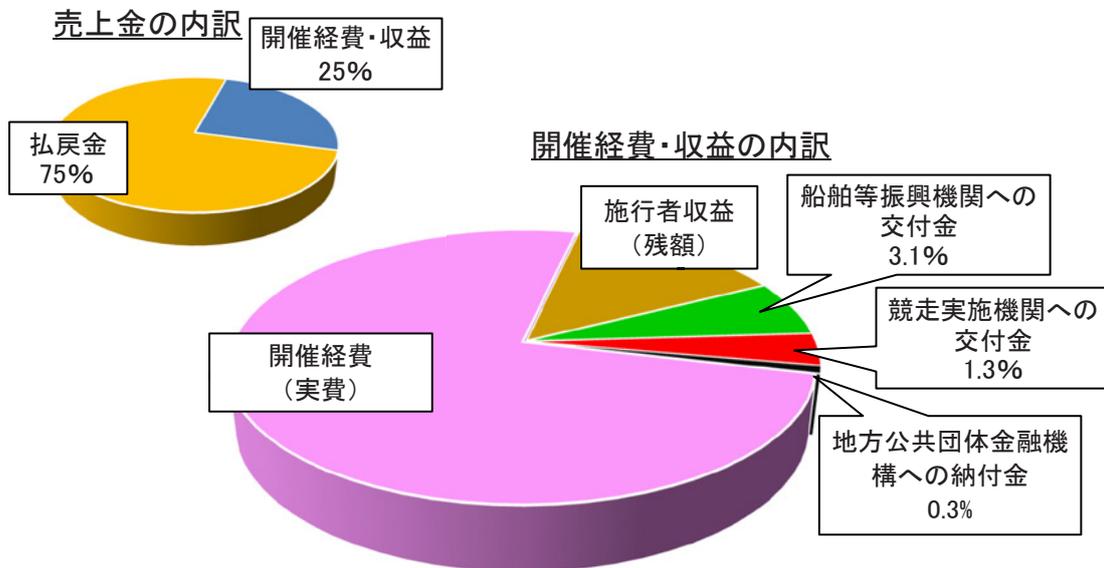


▲ボートレーサーの仕事体験できるボートレースブース（仕事体験テーマパーク「カンドゥー」）

3. ボートレースの売上金の流れ

ボートレースの売上金額の約75%は、舟券の的中者へ払い戻される。残りの約25%のうち、法定交付金、開催経費等を差し引いた残りの金額が施行者の収益となり、その収益の一部は地方財政の改善を図るために活用されている。

ボートレースの売上金の流れ



- 「船舶等振興機関への交付金」：船舶等振興機関（公益財団法人日本財団）に交付され、海事関係事業や公益事業への補助事業等に活用（詳細は次頁②）。
- 「競走実施機関への交付金」：競走実施機関（一般財団法人日本モーターボート競走会）に交付され、レースの審判・検査、選手等の養成・訓練等に係る費用に充当。
- 「地方公共団体金融機構への納付金」：地方財政法に基づき納付され、地方公共団体への資金貸付利率の引き下げに充当。
- 「開催経費」：管理費、選手賞金費、施設運営費等

図表6-5 売上金の内訳開催経費・収益の内訳

① 施行者の収益金の使途（地方財政の改善）

施行者は、競走法の目的の一つである地方財政の改善を図るため、収益の一部を一般会計等に繰り出し、社会福祉、医療、教育文化、体育等に関する施策の実施に必要な経費に充てている。具体的には、道路・橋・上下水道等整備事業等の土木費、学校の建設・改修や図書館図書の実費等の教育費、病院の建設や清掃設備の整備等の保健衛生費等に充てられている。この繰出金は、2020年度は約595億円、1952年からの累計は約4兆382億円となっている。

コラム：北九州市における子ども医療費支給制度

北九州市は、ポートルース若松の施行者です。ポートルースの収益金は市の一般会計に繰り出され、その一部が子育て支援をより充実させるために活用されています。

子ども医療費支給制度は、子どもの健康の保持と健やかな成長のため、健康保険に加入している子どもを対象に保険診療による医療費の自己負担額を助成する制度です。

「子育て日本一」を目指す北九州市では、2022年1月から、ポートルースの収益金を活用することにより助成対象を18歳までに拡充し、さらなる子育て支援の充実を図っています。



② 船舶等振興機関への交付金の使途（海事振興・公益振興）

日本財団は、施行者から交付金を受け入れ、競走法の目的である海事関係事業（船舶関係事業・海難防止事業等）及び公益事業（観光事業・体育事業等）の振興を目的とする事業への補助事業等を実施している。具体的には、造船技術の研究開発、海事・海洋関係人材の育成、海洋教育の推進、障害者の社会参画、子どもをとりまく課題の解決、パラリンピック競技関係団体の活動、福祉車両の配備、ハンセン病制圧活動、災害復興などへの支援を行っている。

〇渚の交番プロジェクト

渚の交番プロジェクトは、地域において海辺に関わる活動だけでなく、様々な活動を実施している団体が横断的に連携や協働することのできる拠点を整備することにより、子どもたちをはじめとして誰でもアクセスできる、安全・安心で楽しい海辺づくりを目指すプロジェクトです。

これまでに東北から九州まで全国12カ所に拠点を設置し、マリンアクティビティや海洋教育、海洋環境保全活動に参加する機会を地域の子どもたちやその家族を中心に提供しています。



4. ギャンブル等依存症への取組み

公営競技やぱちんこ等にのめり込むことにより、本人やその家族の日常生活や社会生活に支障が生じている状態をギャンブル等依存症といい、これに伴う多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせるものをギャンブル等依存症問題と捉え、政府はその対策を推進することとしている。

① ギャンブル等依存症対策基本法の制定

2016年12月の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）」の成立に際し、政府に対してギャンブル等依存症対策の強化が求められ、その後政府一体となってギャンブル等依存症対策の論点を整理し、必要な取組みを講じてきた。その上で、国、地方公共団体、関係事業者等の責務を明確化し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、国民が安心して暮らせる社会を実現するため、2018年7月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が成立、同年10月に施行された。

② ギャンブル等依存症対策推進基本計画の推進

ギャンブル等依存症対策基本法では、政府に対して、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進を義務付けており、ボートレースにおいても、徹底したギャンブル等依存症対策が講じられるよう、関係者とともに進めてきた取組みを強化・深化させ、本計画へ盛り込み、2019年4月に本計画は策定（閣議決定）された。また、2022年3月には、本計画が策定されてから3年が経過したことを受け、その間のギャンブル等依存症の状況の変化や関係者における取組み状況の評価を踏まえ、本計画に変更（閣議決定）が加えられた。

ボートレースにおいては、本計画に基づき、射幸心をあおらない広告・宣伝の全国的指針の策定、ボートレース場及びボートレースチケットショップ（場外発売場）のA T

M撤去、本人及び家族申告によるオートレース場・オートレースチケットショップ・電話投票（インターネット投票）におけるアクセス制限等を順次実施していくとともに、電話投票・インターネット投票において1日あたりの入金額の上限を設定できる仕組みを導入している。また、24時間無料相談コールセンターへの相談内容等を分析しつつ、ギャンブル等依存症問題の実態を把握し、必要な機関等へ情報提供する体制の整備に取り組んでいる。さらに、各都道府県において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築し始めており、オートレースにおいても、ギャンブル等依存症対策に係る情報や課題の共有、最新の知見の収集を図るため、各地域の連携協力体制に順次参画し、関係機関との連携を高めているところである。

また、同法では、国民に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、毎年5月14日～20日にギャンブル等依存症問題啓発週間を設けており、若い世代へギャンブル等依存症問題に係る関心と理解を深めてもらうため、SNS等による周知啓発、大学生向けセミナーの開催等を行っている。

国土交通省は、今後も上記の取組みを継続するとともに、インターネット投票が増加していることを踏まえ、インターネット投票サイトにおける購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法の導入について、関係者と連携しながら取り組んでいく。



第6章